

～連帯保証人、緊急連絡先がない方へ～ 保証料・契約料助成のご案内



民間賃貸住宅に入居するにあたり

- 連帯保証人を立てられない方が保証会社を利用する際の費用の一部
 - 緊急連絡先が見つからない方が居住支援法人等と緊急連絡先の契約を結ぶ際の費用の一部
- をそれぞれ助成します。要件がありますので、助成申請をお考えの方は、事前に住宅課にご確認ください。

助成を受けられる世帯

高齢者世帯



- 65歳以上の単身世帯
- 65歳以上+60歳以上の方の世帯



障害者世帯

- 身体障害者手帳1級～4級
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 愛の手帳1度～3度
- 上記いずれかの方がいる世帯



ひとり親世帯

児童扶養手当を受給している世帯



必要な条件

- サービス契約日翌日から1年を超えていないこと
- 賃貸借契約上の連帯保証人あるいは緊急連絡先を立てることができないこと
- 区内の民間賃貸住宅へ転居すること
- 生活保護を受給していないこと
- 前年の所得※が右記の所得基準にあてはまること

※1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年の所得。ただし、前年の所得を証明する書類を提出できる場合は、前年の所得。

(家族が3人以上の場合は、1人増えるごとに38万円加算する)

- 過去にこの助成を利用していないこと（立ち退き要求等本人の意思によらず、住み替えが必要となった方は利用できる場合があります。ご相談ください。）

所得基準表

家族人数	所得
1人	0円～2,568,000円
2人	0円～2,948,000円

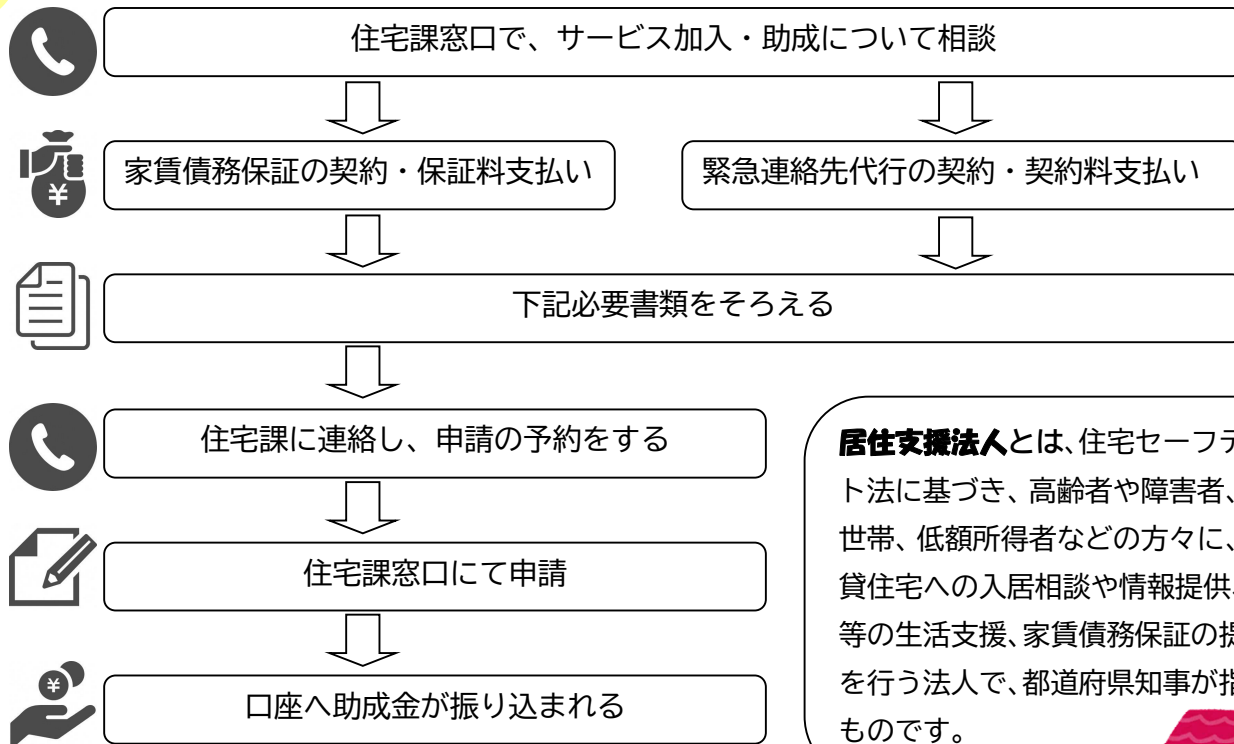
対象となる保証会社等と助成額

	連帯保証人がいない方	緊急連絡先となる方がいない方
対象となる保証会社等	国の家賃債務保証業者登録制度に登録している家賃債務保証業者	居住支援法人または居住支援法人から紹介された団体・事業者
保証会社等の探し方	国土交通省ホームページから「家賃債務保証業者一覧」を検索	住宅課にご相談ください。
助成額	保証会社を利用する際の初回費用 上限 30,000円	緊急連絡先代行の契約を結ぶ際の初回費用 上限 10,000円

※ 助成は、年度途中であっても予算額に達した時点で終了となります。



手続き ※助成申請は、転居手続き終了後お受けします。



居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、高齢者や障害者、子育て世帯、低額所得者などの方々に、民間賃貸住宅への入居相談や情報提供、見守り等の生活支援、家賃債務保証の提供などを行う法人で、都道府県知事が指定するものです。



必要な書類等 (●のついたものが必要です)

	高齢者世帯	障害者世帯	ひとり親世帯
住民票（世帯全員分）※新しい住所のもの	●	●	●
世帯全員の前年の所得証明書類（課税証明書等）※			
転居先の賃貸借契約書の写し	●	●	●
家賃債務保証あるいは緊急連絡先代行サービス契約書の写し	●	●	●
保証料あるいは契約料の領収書の写し	●	●	●
児童扶養手当証書	—	—	●
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳	—	●	—
振込口座通帳等 （銀行名・名義人・口座番号のわかるもの）	●	●	●
印鑑（朱肉を使うもの、認め印、シャチタ不可）	●	●	●

※ 1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年の所得を証明する書類（前年の所得を証明する書類を提出できる場合は、その書類）。

（一財）高齢者住宅財団による「家賃債務保証制度」のご案内

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の方が賃貸住宅に入居する際に、高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担います。2年間の保証の場合、保証料は月額家賃の35%（最低保証料：10,000円）となります。高齢であること等を理由に保証引受を断ることはなく、緊急連絡先は親族以外でも構いません。家主等が財団と基本約定を結ぶ必要があります。詳細は、下記財団まで。

（一財）高齢者住宅財団 0120-602-708（IP、公衆電話から：03-6880-2781）

<問い合わせ先>

中野区都市基盤部住宅課【区役所9階4番】 TEL：03（3228）5581 FAX：03（3228）5669

